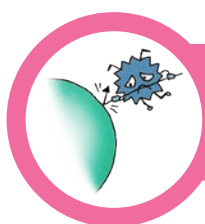


防疫研修会

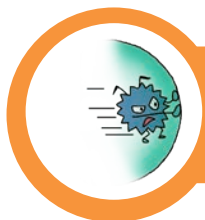
家畜伝染病を



持ち込まない



拡げない



持ち出さない

ために

目次 CONTENTS

第1部 家畜防疫の重要性と防疫の基本的考え方

1. 防疫の基本的考え方	1
(1)防疫の重要性	
(2)防疫の3原則	
(3)飼養衛生管理基準	
2. 国内の特定家畜伝染病発生状況	2
(1)特定家畜伝染病の発生状況の推移	
(2)特定家畜伝染病による殺処分頭羽数	
(3)殺処分による経済的損失	
3. 家畜防疫の重要性	3
(1)海外からの病原体の侵入ルート	
(2)病原体の侵入を防ぐために	
(3)畜産物に対する検疫対応	
(4)畜産物の違法持ち込みについて	
(5)家畜伝染病の拡大ルート	
4. 飼養衛生管理基準について	5
(1)飼養衛生管理基準とは	
(2)衛生管理区域の設定	
(3)飼養衛生管理マニュアルの作成	
(4)畜産生産者の責務	
(5)JAグループ一丸となった取り組み	

第2部 家畜防疫対策の実施事例

1. 日常の取り組み	7
(1) 事務所での対応	
(2) 飼料・畜産資材を取り扱う倉庫や営農センターでの対応	
(3) 特定家畜伝染病発生時の対応	
(4) 具体的な消毒方法	
(5) 家畜伝染病発生状況の確認、情報収集	
2. 畜産農家を訪問する際の注意点	10
(1) 面談や商談	
(2) 衣服・靴・車両	
(3) 衛生管理区域内への立ち入り	
(4) 飼養衛生管理マニュアル	
3. 農場立入時における注意点	11
(1) 農場に立ち入る前に	
(2) 車両消毒	
(3) 専用衣服、専用靴の着用	
(4) 人・物・車両	
4. 家畜の移動および出荷時の注意点	15
(1) 健康観察	
(2) 代表的な特定症状	
5. 農場・生産者の取り組みへの理解と支援	16
(1) 病原体侵入防止のための様々な対策	
(2) 防疫に対する取り組み	
(3) 終わりに	

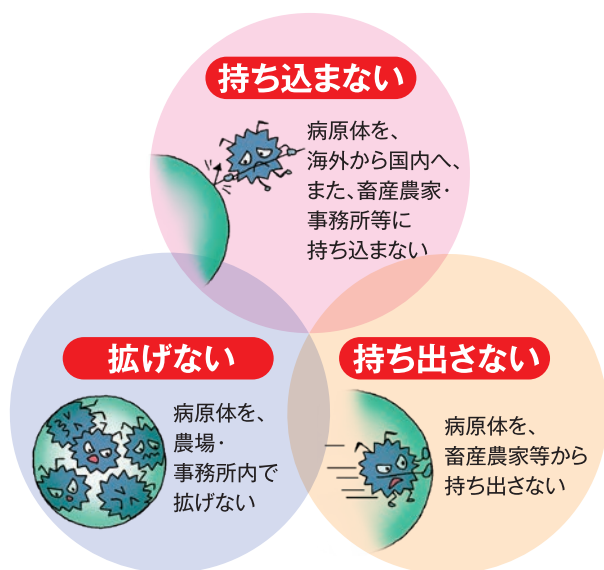
1. 防疫の基本的考え方



(1)防疫の重要性

畜産農家は病気の蔓延防止のため、様々な防疫対策に取り組んでいます。

しかしながら、「防疫」は全ての畜産関係者が一体となって取り組むことが重要です。



(2)防疫の3原則

◆病原体を海外から国内へ、また畜産農家・事務所などに「持ち込まない」

◆病原体を農場・事務所内で「拡げない」

◆病原体を畜産農家などから「持ち出さない」

飼養衛生管理基準の改正の概要

消費・安全局動物衛生課
令和2年6月30日

1 我が国における26年振りの豚熱（CSF）の発生及びアジア地域でのアフリカ豚熱（ASF）の感染拡大を踏まえ、本年4月3日、に家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和2年法律第16号。以下「改正法」という。）が公布され、それに先立ち、同年3月9日に、豚及びいのししに係る飼養衛生管理基準（以下「基準」という。）が公布された。
今回の飼養衛生管理基準の改正に当たっては、改正法を踏まえ全畜種の基準を改正した。

2 具体的には、豚等以外の畜種の基準については、
（1）取組の目的ごとに下記のⅠ～Ⅳに体系化。また、それぞれの体系について、防除対象とする感染源の種類（人、物品、野生動物、飼養環境、家畜）ごとに項目を分類。
Ⅰ 家畜防疫に関する基本的事項
Ⅱ 衛生管理区域への病原体の侵入防止
Ⅲ 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止
Ⅳ 衛生管理区域外への病原体の拡散防止

（2）「Ⅰ 家畜防疫に関する基本的事項」において、家畜の所有者の責務、飼養衛生管理マニュアルの作成等の本基準を現場で徹底するための取組等を規定。

（3）具体的な防疫措置を定めるⅡ～Ⅳの内容については、口蹄疫や高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ等の侵入リスク増加への対応とし

(3)飼養衛生管理基準

病原体の侵入防止や病気の発生防止のために、人、物、野生動物、飼養環境、家畜ごとに必要な衛生対策が記載されています。

※農水省(※1)を一部抜粋

※出典は最終頁に記載

2. 国内の特定家畜伝染病発生状況

特定家畜伝染病の発生状況注1の推移

(単位:戸数) 注2

家畜伝染病名	2009年	2010年	...	2019年	2020年	2021年
口蹄疫	0	292	~	0	0	—
牛海綿状脳症(BSE)	1	0	~	0	0	—
高病原性鳥インフルエンザ	0	1	~	0	33	19
低病原性鳥インフルエンザ	7	0	~	0	0	—
豚熱	0	0	~	45	10	2
牛疫	0	0	~	0	0	—
牛肺疫	0	0	~	0	0	—
アフリカ豚熱	0	0	~	0	0	—

注1:家畜伝染病予防法第13条第1項の規定による患畜届出戸数
(ただし、口蹄疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザは疑似患畜を含む)。
注2:データは2020年8月までの集計結果(ただし、豚熱と高病原性鳥インフルエンザは2021年3月までの集計結果)。

※2

(1) 特定家畜伝染病の発生状況の推移

特定家畜伝染病 家畜伝染病予防法において、特に総合的に発生の予防及びまん延防止のための措置を講ずる必要があるとされている家畜伝染病。

特定家畜伝染病が国内で発生すると、発生農場では、法律にもとづき全頭殺処分、周辺の農場では移動制限などの措置がとられます。

代表的な高病原性鳥インフルエンザ、豚熱や口蹄疫などの特定家畜伝染病は、感染力が非常に強く、発生すると畜産農家や関係団体だけではなく、観光や流通など地域経済にも大きな影響を及ぼします。

国内の特定家畜伝染病発生状況

畜種	家畜伝染病名	発生年・道府県	殺処分頭羽数
鶏	高病原性鳥インフルエンザ	R2-3 18県で発生	約987万羽
		H30 1県で発生	約9万羽
		H28-29 9道県で発生	約166万羽
豚	豚熱	H30-R3 12県で発生*	約23万頭*
牛・豚	口蹄疫	H22 1県で発生	約29万頭

*R3.4.23時点

(2) 特定家畜伝染病による殺処分頭羽数

令和2年秋から令和3年4月にかけて発生した高病原性鳥インフルエンザでは、約987万羽という、かつてない規模の殺処分が行われました。

また、平成30年9月には、26年ぶりに国内で豚熱が発生しました。令和3年4月時点で約23万頭が殺処分されています。

平成22年に宮崎県で発生した口蹄疫では、牛・豚合わせて約29万頭が殺処分されました。

(3) 殺処分による経済的損失

平成22年の口蹄疫による経済的損失は約2,350億円と試算されています(宮崎県HPより)。

ひとたび伝染病が発生すると、その終息までには生産者、地域の畜産関係者、行政を含め大きな負担がかかります。



※3

3. 家畜防疫の重要性



(1) 海外からの病原体の侵入ルート

農林水産省の疫学調査では、侵入経路の特定は難しいとするものの、発生の認められる近隣諸国を中心とする海外から、渡航者などの人や、肉などの畜産物を介して国内へ持ち込まれた可能性がある、としています。

また、鳥インフルエンザでは、渡り鳥が病原体の持込みに関与していると考えられているため、国内への侵入防止対策が困難になっています。



※4

(2) 病原体の侵入を防ぐために

畜産物を介した病原体の侵入を防ぐため、日本では口蹄疫、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザなどが発生している地域を輸入禁止地域に指定しています。

もちろん、旅行者が肉製品を持ち込まないための、検疫も強化しています。

モニタリング調査の結果

検査対象：中国、韓国、台湾、フィリピン等からの牛、豚、鶏の筋肉、臓器等

検査期間：2015年6月～2021年2月（総検査検体数1436件^(*)）

年度	検査国	検査品	検出された病原体
2015年度	中国	あひる	鳥インフルエンザウイルスH5N2（2検体） 鳥インフルエンザウイルスH1N2（1検体） 鳥インフルエンザウイルスH5N6（1検体） 鳥インフルエンザウイルスH5N1（1検体） 鳥インフルエンザウイルスH5N8（1検体）
		豚	鳥インフルエンザウイルスH5N2（1検体） ニューカッスル病ウイルス（1検体）
	台湾	豚	鳥インフルエンザウイルスH5N2（1検体） ニューカッスル病ウイルス（1検体）
	フィリピン	豚	鳥インフルエンザウイルスH5N2（1検体） ニューカッスル病ウイルス（1検体）
	2016年度	中国	あひる
ベトナム		豚	鳥インフルエンザウイルスH5N2（1検体） 鳥インフルエンザウイルスH5N6（2検体） 鳥インフルエンザウイルスH7N9（2検体） 鳥インフルエンザウイルスH5N1（1検体） 鳥インフルエンザウイルスH5N8（1検体）
中国		豚	鳥インフルエンザウイルスH5N2（1検体） ニューカッスル病ウイルス（1検体）
2017年度	中国	あひる	鳥インフルエンザウイルスH5N2（1検体） 鳥インフルエンザウイルスH5N6（1検体） 鳥インフルエンザウイルスH5N1（1検体） 鳥インフルエンザウイルスH5N8（1検体）
	台湾	豚	鳥インフルエンザウイルスH5N2（1検体） ニューカッスル病ウイルス（1検体）
2018年度	中国	あひる	鳥インフルエンザウイルスH5N2（1検体） 鳥インフルエンザウイルスH5N6（1検体） 鳥インフルエンザウイルスH5N1（1検体） 鳥インフルエンザウイルスH5N8（1検体）
	ベトナム	豚	鳥インフルエンザウイルスH5N2（1検体） ニューカッスル病ウイルス（1検体）
2019年度	中国	豚	アフリカ豚熱ウイルス（2検体） 鳥インフルエンザウイルスH5N2（1検体）
	ベトナム	豚	鳥インフルエンザウイルスH5N2（1検体） ニューカッスル病ウイルス（1検体）
2020年度	ミャンマー	豚	アフリカ豚熱ウイルス（2検体）
	フィリピン	豚	アフリカ豚熱ウイルス（2検体）

(*) 2021年2月28日までの検査結果です。

※5

(3) 畜産物に対する検疫対応

輸入禁止地域から違法に携帯品として持ち込まれた畜産物については、動物検疫所がモニタリング検査を実施しています。その結果、2015年6月から2021年2月までの検査で、鶏肉や豚肉由来の畜産物から、鳥インフルエンザウイルスやアフリカ豚熱ウイルスが見つかりました。

もし検疫で摘発されなかった場合、病原体が国内に持ち込まれ、より多くの被害が出る恐れがあります。



**動物検疫所からの
重要なお知らせ**

2019年4月22日から
**海外からの肉製品の違法な持ち込みに対する
対応を厳格化しています。**

⚠ 任意放棄の有無にかかわらず、違法な持ち込みには
厳正に対処します。

- ◆ 手荷物の中に、**輸入申告のない肉製品などの畜産物が
確認された場合、罰則の対象**になります。
- ◆ 輸入検査の手続でパスポートや搭乗券の情報を記録するため、
検査に時間を要することがあります。

家畜伝染病予防法改正により、
2020年7月1日から
違法に畜産物を持ち込んだ場合は、
3年以下の懲役又は最高300万円の罰金
が科せられます。
(法人の場合は、**最高5,000万円**)

農林水産省動物検疫所 肉製品の持ち込みについて詳細はこちら



※6

(4)畜産物の違法持ち込みについて

個人用であっても、輸入禁止地域からの畜産物の持ち込みは絶対にしてはいけません。免税店での購入品やおみやげでも、輸出国の検査証明書のないものは日本へ持ち込むことはできません。

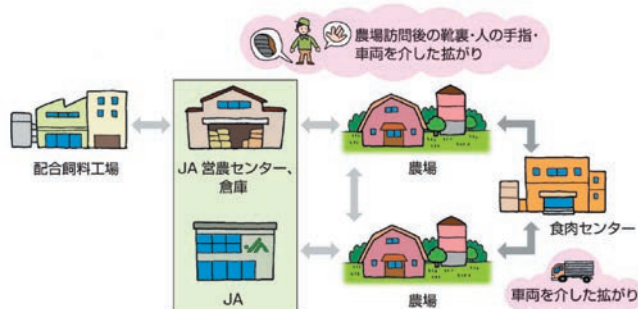
肉製品などの畜産物を違法に持ち込んだ場合は、3年以下の懲役または最高300万円の罰金が科せられます。

(5)家畜伝染病の拡大ルート

家畜伝染病は、国内に病原体が侵入したあと、あらゆるルートで農場へ拡がる可能性があります。

◆ 農場への病原体の侵入ルート

- ＞農場を訪問したときの服や靴、手指、車両から病原体が事務所などに広がり、別の農場を訪問した際に侵入するケース
- ＞農場から食肉センターに運ばれた病原体が、トラックを介して別の農場に持ち込まれるケース
- ＞農場から農場へ畜産関係者が直接持ち運ぶケース
- ＞配合飼料工場に持ち込まれた病原体が、飼料とともに多くの農場に配達されてしまうケース



4. 飼養衛生管理基準

飼養衛生管理基準について

飼養衛生管理基準

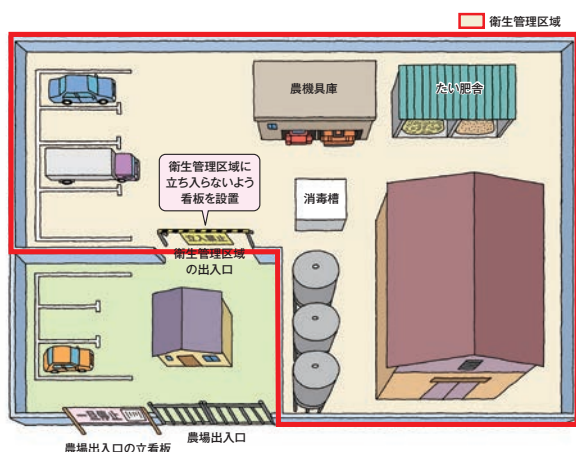
- 家畜の伝染性疾患の発生を予防するためには、家畜の所有者が日頃から適切な飼養衛生管理を実施することが重要です。
- 家畜伝染病予防法では、**家畜の所有者がその飼養に係る衛生管理に関し最低限守るべき基準（飼養衛生管理基準）**を定め、その遵守を義務づけています（家伝法第12条の3）

(1) 飼養衛生管理基準とは

農場における防疫対策には様々なものがありますが、それらを体系的にまとめた基本対策が、飼養衛生管理基準です。

飼養衛生管理基準には、生産者が最低限実施すべき対策が盛り込まれていて、その遵守が家畜伝染病予防法に定められています。

多岐にわたる項目からなる飼養衛生管理基準ですが、重要なことは、持ち込まない、拡げない、持ち出さないの3原則です。



(2) 衛生管理区域の設定

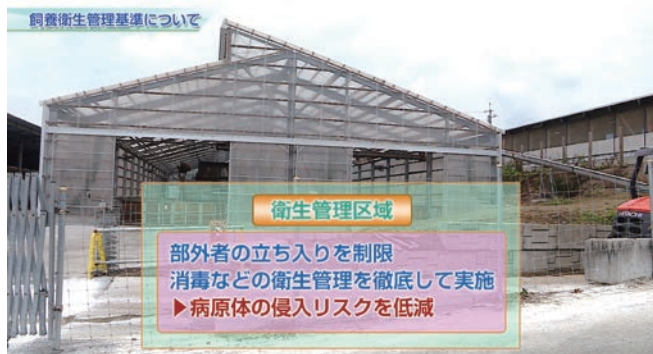
飼養衛生管理基準では、農場に衛生管理区域というエリアの設定が定められています。

衛生管理区域

農場が重点的に消毒などの衛生対策を行う区域。

畜舎、飼料タンクや倉庫、堆肥舎などを含め、さらに家畜に触った人が、消毒並びに衣服及び靴の交換(畜舎ごとに行う消毒並びに衣服及び靴の交換を除く。)を行わずに行動する範囲全てを網羅した区域。

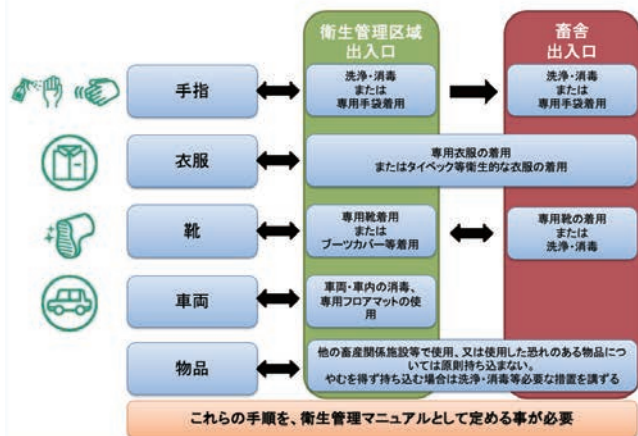
飼養衛生管理基準について



衛生管理区域では、部外者の立ち入りを制限し、入場時には衣服や靴の交換、手指や車両の消毒などの衛生管理を徹底して実施することで、病原体の侵入リスクを低減します。

衛生管理区域であることを看板などで明示し、柵や塀などで明確に区分します。

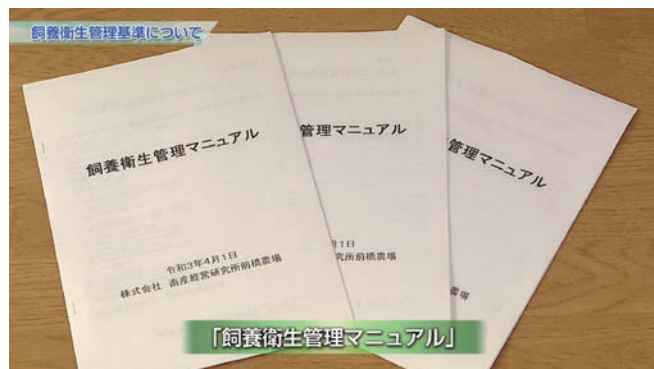
また、衛生管理区域の出入り口は、持ち込み、持ち出しの玄関となるため、出来るだけ数を少なくし、必ず消毒を行います。



(3) 飼養衛生管理マニュアルの作成

飼養衛生管理基準ではその他、農場ごとに「飼養衛生管理マニュアル」を作成して、従業員や関係者などへ周知・徹底することが定められています。

具体的には、衛生管理区域の設定や畜舎の入退場時の消毒、農場専用の衣服や靴の着用、さらには農場内に工具、機材、食品等の物品を持ち込む際の消毒などについて、その手順や方法が記載されています。



農場は従事者および外部事業者がマニュアルを遵守できるよう、冊子の配布や看板の設置等で、周知徹底が必要です。

飼養衛生管理基準について

畜産関係者の責務

- 令和2年7月の家畜伝染病予防法改正で新設 第二条の四（関連事業者の責務）

複数の畜舎及びその敷地に入出りする者、家畜を集合させる催物の開催者又は家畜の集合する施設の所有者その他の畜産業に関連する事業を行う者は、その事業活動に関し、家畜の伝染性疾患の病原体の拡散を防止するための措置を講ずるよう努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する家畜の伝染性疾患の発生の予防及びまん延の防止のための施策に協力するよう努めなければならない

(4) 畜産生産者の責務

畜産農家を訪問する全ての関係者は、農場ごとのマニュアルを確認して、家畜伝染病の発生予防やまん延防止のための施策に協力しなければなりません。

さらに、国や地方公共団体が実施する施策についても、同様です。

畜産生産者・関係者の皆様へ

飼養衛生管理基準を守り、家畜を伝染病から守りましょう!!

(原は令和2年7月、随・中は令和2年10月に改正されました)

〈家畜の伝染病を拡大させないための3原則〉

持ち込まない

病原体を、海外から国内へ、また、衛生管理区域に持ち込まない

拡げない

病原体を、衛生管理区域内で拡げない

持ち出さない

病原体を、衛生管理区域から持ち出さない

〈飼養衛生管理基準の改正内容のポイント〉

家畜防疫に関する基本的事項

1. 手指消毒

衛生管理区域への病原体の侵入防止

2. 靴の履き替え、消毒

衛生管理区域の衛生状態の確保

3. 車両消毒

衛生管理区域からの病原体の迅速予防

4. 野生動物等の侵入防止

飼養家畜の早期発見

5. 飼養家畜の早期発見

JAグループ CSF-ASF対策協議会

(5) JAグループ一丸となった取り組み

家畜伝染病による被害を抑え、国内畜産基盤の維持拡大のため、JAグループ一丸となって生産者への協力、関係者全体への家畜防疫の普及啓発に取り組んでいきたいと思います。

1. 日常の取り組み



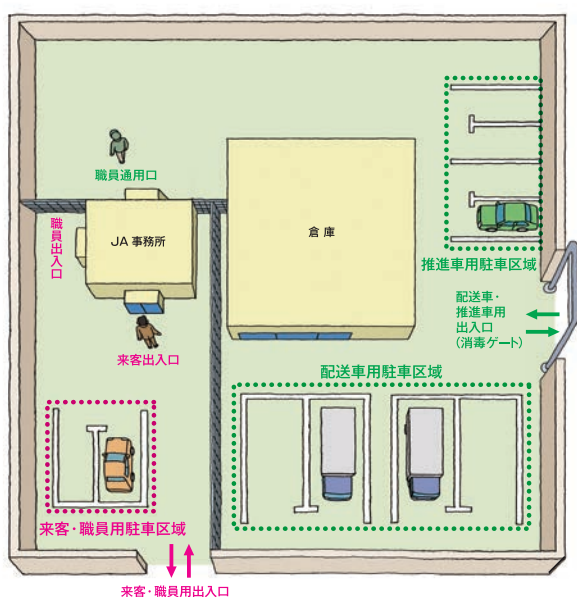
(1) 事務所での対応

基本的な防疫対策は、靴と手指の消毒です。



病原体を拡げないための人と車の動線管理(区分)も重要です。

- ◆ 来客用出入口 / 職員通用口
- ◆ 通常の駐車場 / 推進車の駐車場



(2) 飼料・畜産資材を取り扱う倉庫や 営農センターでの対応

飼料や畜産資材を取り扱う飼料工場、JAの倉庫や営農センターでは、一層強化した動線管理が必要です。

- ◆ 来客・職員用駐車場 / 推進車用駐車場 / 配送車両用駐車場
- ◆ 来客・職員用出入口 / 配送車・推進車用出入口



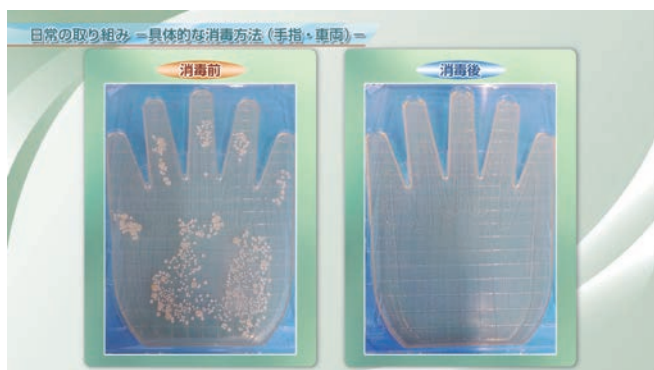
(3) 特定家畜伝染病発生時の対応

◆ 敷地の出入口

- ＞消毒マットの設置・石灰散布
- ＞車両のタイヤ消毒を実施

◆ 人や車両の通路

- ＞敷地全体への消毒薬や消石灰の散布を定期的に実施



(4) 具体的な消毒方法

◆手指

アルコールなどの消毒液を吹きかけるだけでは、十分な効果が得られません。

- ①両手に消毒液を噴霧する。
- ②手の平だけでなく、指先、指の間まで消毒液が行きわたるよう、しっかりとこすりながら手全体に拡げる。

【参考】消毒前後の手のひらの菌数

手指には病原体を持ち込むリスクがありますが、消毒により病原体の持ち込み・持ち出しのリスクが低減されます。

◆車両

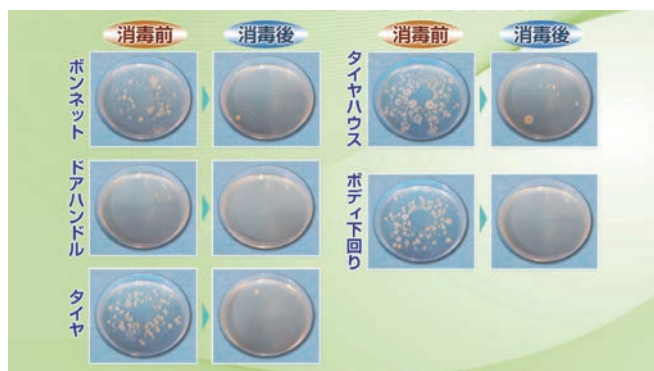
消毒の実施が、病原体の拡がりの予防につながります。

【車両内部の消毒】

- ①手が触れるハンドル、靴が触れるペダルやフロアマットにアルコールなどの消毒液を噴霧する。
- ②清潔な布や紙で拭き取る。

【洗車や車体の消毒】

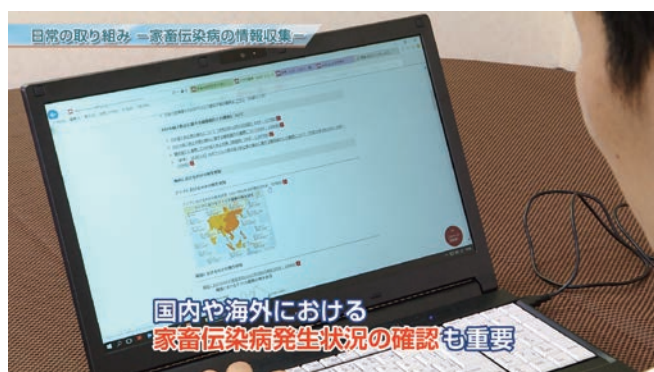
- ①洗車や車体の消毒は、適宜実施する。
- ②特にタイヤとタイヤハウスは、重点的に消毒する。



参考 消毒前後の車両の菌数

きれいに見える車体でも多くの菌が検出されました。消毒後の検査では、大量に付着していた菌が減っています。

→病原体を拡げないためには、車両の消毒も重要です。



(5) 家畜伝染病発生状況の確認、情報収集

◆ 家畜伝染病の発生状況

【例】農林水産省のホームページ、家畜保健衛生所からのFAX等

◆ 畜産農家を守るための具体的な対応策

【例】行政やJAなどが開催する講習会

2. 畜産農家を訪問する際の注意点



(1) 面談や商談

病原体を持ち込まないため、可能な限り衛生管理区域の外で行いましょう。



(2) 衣服 / 靴 / 車両

- ◆ 清潔な衣服・靴の着用
- ◆ 靴底の消毒
- ◆ 車での訪問時→事前の洗車・消毒
※衛生管理区域外であっても実施。

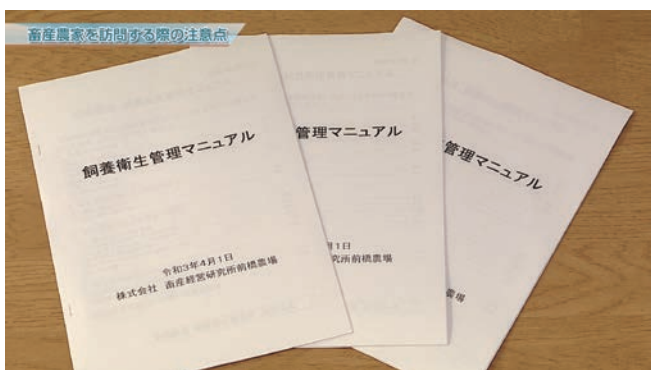


(3) 衛生管理区域内への立ち入り

- ◆ 農場が定めるダウンタイム(他農場に立ち入らない等、防疫のために設定される待機期間)の遵守
- ◆ 車両は原則、衛生管理区域の外に駐車
※衛生管理区域内に駐車する場合は、タイヤ、タイヤハウス、フロアマットを重点的に消毒。

【畜産農家を訪問するときに必要な装備】

ブーツカバー、着替え、消毒用具など



(4) 飼養衛生管理マニュアル

衛生管理区域内では、農場の飼養衛生管理マニュアルに定められた、防疫ルールに従います。

【注意点】

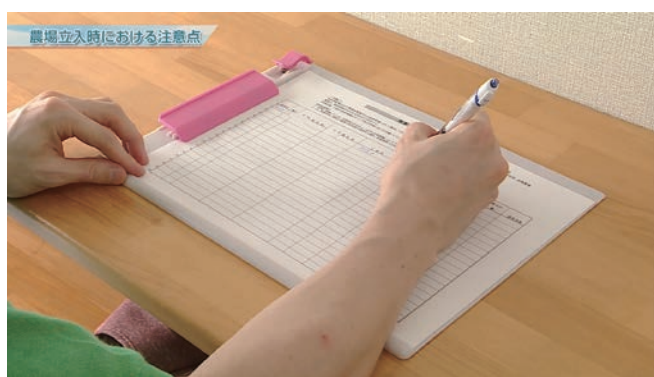
- ◆ 衛生管理区域の境界を確認し、勝手に入らない。
- ◆ 衛生管理区域への立ち入りは、基本的に1日1農場。

3. 農場立入時における注意点



(1) 農場へ立ち入る前に (飼養衛生管理基準による規定事項)

- ◆ 訪問台帳の記入
- ◆ 手指の消毒
- ◆ 専用の衣服と靴の着用
- ◆ 車両の消毒(車両で立ち入る場合)



◆ 訪問台帳への記入

農場では訪問者がどのような行動をしていたかの情報を記録・保管しなければなりません。

車両で立ち入る場合は車両消毒の実施状況も記入します。



◆ 手指の消毒、専用衣服と専用靴の着用

※使い捨ての手袋、紙つなぎ、ブーツカバーの着用で代替することも可能です。



(2) 車両消毒

◆ 車両で衛生管理区域内に立ち入る場合

病原体を持ち込まないために、車両消毒を実施します。

農場の指定する消毒場所で、車体、タイヤ周り、ハンドルやペダルを消毒します。

※農場備え付けの消毒設備がない場合
持参した消毒機器を使用します。



※車両消毒ゲートを設置している場合
センサーが感知して消毒液が噴射されます。必ず
徐行し、車両全体に消毒液が行き渡るようにします。



◆衛生管理区域内で作業する場合

車両消毒のあと、フロアマットを農場専用の
ものへ交換します。

専用衣服や専用靴の着用のため、更衣室へと
向かいます。

※資材の運搬等で、車両から降りずに作業する
場合、専用フロアマットの使用、専用衣服や専
用靴の着用は不要です。



(3) 専用衣服・専用靴の着用

◆手順は、訪問先の「飼養衛生管理マニュアル」に従います。

一例

①手指を洗浄・消毒し、更衣室に入場

②外靴を脱ぐ

③スノコなどの上で外服を脱ぎ、農場所定の場所に置く

→着てきた服と専用衣服が接触しないように注意します。

④専用衣服・専用靴を着用

⑤手指消毒もしくは、専用手袋の着用

◆衛生管理区域内へ立ち入る前に、踏込消毒槽で靴の消毒を行うとより効果的です。

畜舎の出入り口でも、靴や手指の消毒を行い、状況によっては専用衣服を着用し、畜舎専用の靴に履き替えましょう。

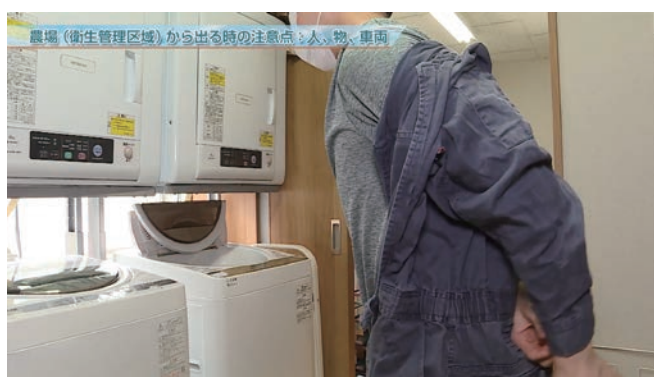


(4)農場(衛生管理区域)から出る時の注意点

衛生管理区域内で作業することで、手指、手袋、衣服、靴に菌やウイルスが付着してしまう恐れがあります。

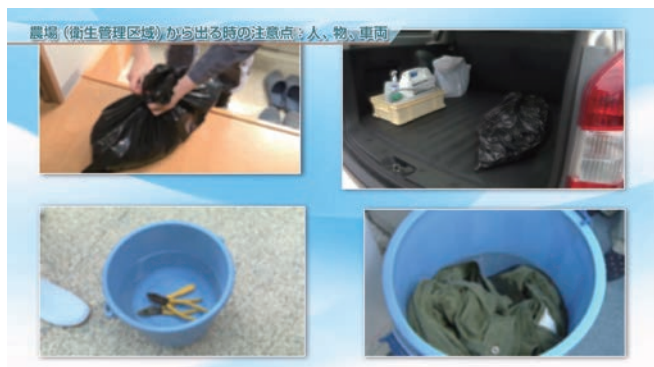
◆人・物

①使用した靴の洗浄・消毒、手指消毒



②外服に着替える

入るときと同様、衛生管理区域専用の衣服と着用してきた衣服が接触しないように注意します。



③衛生管理区域内で着用・使用した作業着や物品を持ち出すときは、ビニール袋などの密閉できる容器に入れて持ち帰ります。その後、適切に洗浄・消毒、または廃棄をします。

◆車両

＞退場時も車両消毒が必要です。

＞衛生管理区域内で、車両から降りて作業した場合

→フロアマットの消毒および交換、車両内部の消毒を行います。



4. 家畜の移動および出荷時の注意点



(1)健康観察

農場の外へ病原体を持ち出さないため、家畜の移動や出荷時には健康観察を行いましょう。

家畜伝染病の特定症状について理解し、異状が無いことを確認したうえで、出荷や移動を行うことが飼養衛生管理基準で定められています。



(2)代表的な特定症状

◆口蹄疫

泡を噴いたような涎、口の中やひずめの水疱(水ぶくれ)、びらん(ただれ)、潰瘍など



◆豚熱

耳・下腹部・四肢の紫斑、結膜炎、血便、40℃以上の発熱、一ヶ所に体を寄せ合う、などの症状を示す個体の増加など

※特定症状の詳細については、農林水産省のホームページ等で内容を確認しましょう。

※8



◆家畜の所有者は、特定症状を発見した場合に、家畜保健衛生所にすみやかに通報する義務があります。(家畜伝染病予防法に基づく)

特定症状を発見した場合は、直ぐに出荷や移動を中止し、家畜の所有者に連絡しましょう。

5. 農場・生産者の取り組みへの理解と支援



(1) 病原体侵入防止のための様々な対策

農場では、病原体の侵入防止のために様々な対策を行っています。

- ◆ 野生動物の侵入を防止するための除草や石灰散布
- ◆ 敷地内の整理整頓
- ◆ フェンスの設置や維持管理 …など



(2) 防疫に対する取り組み

飼養衛生管理マニュアルの作成や従業員教育など、多岐にわたる取り組みを理解し、幅広く支援することが求められています。

また、生産者に対する情報発信や関係者への防疫対策の啓発も積極的に行う必要があります。

(3) 終わりに

誰もが、家畜伝染病を拡げてしまうリスクを抱えていることを自覚して、日々の業務のなかでも防疫を意識した行動を取る必要があります。

国内の畜産基盤の維持・拡大のため、飼養衛生管理基準を理解・遵守し、JAグループ一丸となって家畜防疫対策に取り組んでいきましょう。

参考資料

動画をJACCネットで閲覧できます。▶▶ <http://jaccnet.zennoh.or.jp/boueki/index.html>

出典一覧

- ※1 「飼養衛生管理基準の改正の概要」(農林水産省)
- ※2 「最近の家畜衛生をめぐる情勢について」令和3年2月(農林水産省)を加工して作成
- ※3 「宮崎県HP(1.口蹄疫の影響：宮崎県口蹄疫復興メモリアルサイト)を加工して作成
- ※4 動物検疫所の広報資料(農林水産省)
- ※5 「最近の家畜衛生をめぐる情勢について」令和3年2月(農林水産省)を加工して作成
- ※6 農林水産省Webサイト <https://www.maff.go.jp/aqs/topix/attach/pdf/pamphlet-236.pdf>
- ※7 写真：宮崎県提供
写真：農研機構動物衛生研究部門提供
農林水産省webサイト
(https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_fmd/attach/pdf/index-117.pdf)を加工して作成
- ※8 写真：岐阜県提供
農林水産省webサイト(<https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/csf/farmer.html>)を加工して作成